

令和5年9月29日

商工政策課 石橋、塚本

TEL：0852-22-6528、FAX：0852-22-6039

メール：shoko-seisaku@pref.shimane.lg.jp

「島根県LPGガス価格高騰緊急支援給付金」の申請受付を開始します

島根県では、エネルギー価格高騰への緊急対策事業として、LPGガスの消費者を対象に、使用料金から「定額値引き」する制度と、「使用量に応じた給付金」を支給する制度の2つを実施しています。（別添資料参照）

このうち、給付金について10月2日（月）から申請受付を開始します。

1. 受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年12月11日（月）

オンライン申請：令和5年12月11日（月）17時まで

郵送による申請：令和5年12月11日（月）必着

2. 給付金の概要

（1）対象者

① ガスメーターで使用量が管理されていて、月あたり使用量が25 m³を超える消費者

② ガスボンベやタンク等でLPGガスを購入している消費者

（2）対象期間

令和5年1月～9月

（3）給付金額

上記（1）対象者①：（各月の使用量－25 m³）×20 円/m³

対象者②： 各月の使用量×20 円/m³

（4）申請方法

専用のホームページ（<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/>）に掲載されている要領等を確認の上、申請様式・証拠書類等を準備いただき、オンラインまたは郵送で申請してください。

（5）問い合わせ・申請先

LPGガス価格高騰緊急対策事業事務センター

住所：〒690-0887 松江市殿町111番地 松江センチュリービル3F

電話番号：0852-67-3641（受付時間：平日9時～17時）

専用ホームページ：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/>

3. その他

○値引きの状況

- ・ 島根県内の家庭や事業者でLPGガスを販売する122の事業者と、一般社団法人島根県LPGガス協会の協力により、実施しています。
- ・ 「ご協力いただいている販売事業者の内訳」 県内に販売店を置く全ての事業者102社、および県外から島根県内に供給している事業者20社
- ・ 値引きは令和5年9月使用分の請求額から実施されており、販売事業者によっては、既に値引きが始まっています。（消費者の手続きは不要）